

はじめに

ビジネスの世界も学会活動も国境を越えた活動が当たり前の時代となり、大学の研究室にも大勢の外国人研究者がいる。

产学間連携でも当然のことながら外国企業との共同研究が行われるようになった。まだその数は国内企業との共同研究の数から見れば少ないが、早晚増えてくるのは必然であろう。

電気通信大学でもすでに海外企業との共同研究の動きが何件かあり、产学官連携推進機構や知的財産本部としてその対応を行っているが、共同研究契約書サンプル一つをとってもまだ不十分であり、体制整備が焦眉の急となっている。

おりしも知的財産推進計画2006の中に「大学と海外企業との国際的な共同研究や委託研究などの产学官連携を推進するため、海外出願を含めた知財戦略の構築、法務・涉外・情報発信機能の強化及び知財人材の育成・確保等について、モデルとなる大学知財本部における国際機能を強化することにより、国際的な产学官連携体制を整備する。また、2006年度中に、大学と海外企業との共同研究等において生じる問題等の留意事項について、国内企業や海外大学が関係する場合も含め、調査を行い公表する。」の一文が記載され、本学が文部科学省から委託を受けて本調査研究を行うことになった。

国際化の時代である今日、共同研究の相手が国内であろうが海外であろうが、特に変わることはないはずであるが、現実にはそこから創出された共同発明の取り扱いを始め、各国の法令をよく理解して対処しなければならない等、問題が多くある。

本研究では内外の弁護士、弁理士の指導、支援を受けながら、各国関係法令の調査、共同研究契約書サンプルの作成などを行い、シンポジウムで発表するとともにこの報告書に記載した。大学知的財産本部の担当者の方々のお役に立てば幸いである。

国際的共同研究体制の整備という点からはまだまだ課題が残っているが、それらは引き続き来年度に継続してしていく予定である。

この調査研究における共同研究契約書などの作成に関して光和総合法律事務所竹岡八重子弁護士、東京丸の内・春木法律事務所パートナー澤井 憲子弁護士にご指導を頂いた。

またいくつかの大学からは各大学で検討中の英文共同研究サンプルをお送り頂き、参考にさせて頂いた。

ここに厚く御礼申し上げます。

平成18年3月

電気通信大学知的財産本部
副本部長 堀 建二